

## 4. その他

**Q** 「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表（事業所）」が届いたが、どうすればよいのか。

**A** 給付管理票は通っているが、記載されているサービス事業所からの請求がないものを抽出し、実績を確認し、サービス事業所の請求漏れを防ぐための警告帳票となっております。

①サービスの実績（提供）が確認できましたら、当該サービス事業所に請求を促してください。

②急な入院等によりサービスの提供が行われていなかった場合は、給付管理票を取消してください。サービス計画費は自動的に取下げされます。

**Q** 「介護保険審査増減単位数通知書」が届いたが、どうすればよいのか。

**A** 滋賀県国保連合会の審査により減単位（または増単位）となったものを一覧にしたものです。事由としては、主に以下の場合が考えられます。

「A」給付管理票に請求された請求明細書のサービス実績（計画）が入力（記入）されていない場合

「B」給付管理票と請求明細書の単位数を比較して、請求明細書の請求単位数が給付管理票の計画単位数を超えている場合

なお、「A」「B」で給付管理票が修正された場合は、減単位されたていた金額をサービス事業所にお支払いします。

※詳しくは「介護給付費請求の手引き（審査支払結果帳票の解説）」の『4\_審査増減単位数通知書』をご覧ください。